

荒川大麻生公園における利用者遵守事項（令和5年8月改定）

基本的な禁止事項

1. 公園の施設、設備、備品等を汚損又は毀損する行為。
2. 許可なく物品販売行為、宣伝行為、商業用撮影行為を行うこと。
3. 動物、樹木、草本、花等を、捕獲、殺傷、採取、損傷、汚損する行為。ただし、営利を目的としないもので、事前に許可を受けた捕獲、竹木等の伐採、残材等の採取を除く。
4. 騒音、悪臭、閃光、粉塵を発生させる等、他の者に迷惑となる行為。
5. 許可なく花火やコンロなど火気を使用すること。
6. 刃物、毒物・劇物・可燃物等危険物、爆発物を持ち込むこと。
7. 許可なく公園内で宿泊又は寝泊まりする行為。
8. 許可なく土地の形状を変更及び土石、土砂の採取をすること。
9. 樹木やその他支柱を利用しロープ等を張る・物品を置く等して、みだりに公園の敷地を占有すること。
10. 敷地内での喫煙（加熱式たばこも含む）。
11. ゴミ（土や剪定枝等を含む）、飼育動物、栽培植物（たねを含む）、他の場所の野生動物を公園内に投棄、残置、放逐、放流、植栽する行為。
12. 飼育動物の糞を投棄、残置すること。
13. ゴルフおよびゴルフクラブを用いた練習。
14. 許可なく車両進入禁止エリア（車止めの設置された範囲および自由広場）に車両を乗り入れる行為。
15. 許可なく園内でドローン、ラジコン飛行機、Uコン等を飛ばすこと。
16. 他の利用者の安全を脅かすまたは不快感を与える行為。また、公園の正常な利用に支障を及ぼすおそれのある行為。
17. その他、荒川大麻生公園の設置の目的に反する利用をすること。

「野鳥の森」および「野草の広場」エリアにおける禁止事項

1. 許可なく園路外の樹林地に立ち入ること。
2. 三脚や椅子等で園路をふさぎ、他の利用者の通行を妨げる行為。
3. 野鳥等の営巣・繁殖に悪影響を及ぼす行為。また、餌を置いたり鳴き声を流したりして野生動物を呼び寄せる行為。ただし、研究や外来種捕獲等の目的で事前に許可を受けた場合を除く。

注意事項

1. 公園内（駐車場を含む）を車で移動するときは徐行すること。また、特別な事情がある場合を除き、駐車中のアイドリングをしないこと。
2. 犬等の飼育動物を運動・散歩させるときは、常にリード等につなぐこと。リードは利用者が動物を制御できる長さにとどめること。

イベント主催者の遵守事項

1. 大規模災害や感染症の拡大等により、公園やその中の施設の利用の中止や制限を施設管理者が求めた場合は、その指示に従うこと。